

## 公益財団法人日本体育協会 広報活動基本方針

### 1. 策定の趣旨

公益財団法人日本体育協会(以下「本会」という。)は、わが国スポーツの統一組織として「スポーツを普及・振興し、国民体力の向上を図ること」に加えて「スポーツの持つ価値や意義を広くアピールし、国民の生きる力の育成と活力ある社会の構築に貢献していく」ことが重要となっている。さらには本会創立 100 周年を記念して策定し公表した「スポーツ宣言日本」に提示された「21 世紀におけるスポーツの使命」の実現が求められている。

これら本会に与えられた使命を具現化し、スポーツの価値並びに本会の存在価値を高めるための方策の一つとして、計画的・戦略的な広報活動を展開することは極めて重要である。

ついては、わが国社会や国民のニーズに的確に対応し、組織として統制のとれた広報活動を展開するため、広報活動基本方針を定める。

なお、この基本方針に基づき広報規程及び実務マニュアルを整備するとともに具体的な広報活動計画を策定する。

### 2. 広報の定義

本会における「広報」とは、本会をはじめ、本会を取り巻く個人及び団体との関係を円滑にし、相互に信頼できる関係を構築し、維持・発展させるための考え方及び方法である。

### 3. 基本方針

- (1) 本会は、組織として統制のとれた広報活動を計画的・戦略的に実行する。
- (2) 本会は、スポーツの価値や本会が目指す方向性について広く一般社会に向けた広報を行うコーポレート広報と、事業ごとの対象別広報を行うプロダクト広報に関する基本的な考え方を明確にした上で、効果的な広報活動を展開する。
- (3) 本会は、本会が有する様々な情報を、本会の活動に直接的・間接的に関係する人や組織・集団(ステークホルダー)ごとに整理し、それぞれに応じた適切な情報発信ツールを用いた広報活動を展開する。
- (4) 本会は、本会及び本会が実施する事業の周知や理解を高めるため、本会所有標章を効果的に活用する。

### 4. 広報活動の目的

広報活動を通じて、本会の目的及び「スポーツ宣言日本」に提示された「21 世紀におけるスポーツの使命」の具現化を図るとともに、スポーツそのものの価値や社会的に必要な組織としての本会の存在意義を高めること(ブランディング向上)を目的とする。

具体的には、以下の内容の実現を目指していくこととする。

- (1) 広く国民に対し、スポーツの価値や本会が目指す方向性をわかりやすく表明することで、本会の理解者、賛同者を増やす。
- (2) ステークホルダーに対し、必要な情報を適切な手段と方法によりタイムリーかつ的確に提供するとともに、ニーズや提案に対応できるよう双方向のコミュニケーションを促進することに努め、より良好な関係を構築する。

- (3) 本会役職員に対し、「スポーツの価値や本会が目指す方向性」を浸透させるとともに「一体感の醸成」を図り、役職員一人ひとりが組織人としての自覚を持った日常的な行動に結びつける。

## 5. 広報活動の対象区分と提供内容

本会の広報活動の主な対象者を以下の4つに区分し情報発信の目的を明確にするとともに、対象別に最も有効な手段による広報活動を行う。

また、情報発信のテーマや時期を本会組織内で共有し、各事業単独の広報活動で完結することなく、横断的な連携による相乗効果が生み出せるような取組みを行う。

### (1) 寄付、補助、助成、協賛団体等

本会諸事業の実施状況及び収支状況、補助金・助成金等の使途などに関する情報、本会の重要施策や将来の方向性に関する情報の発信。

### (2) 本会役職員

本会の重要施策や将来の方向性に関する情報、コンプライアンス情報、役職員の意識啓発、向上に関する情報の発信。

### (3) 加盟団体・関係団体等

本会諸事業の実施状況及び収支状況や連携協力に関する情報、本会の重要施策や将来の方向性に関する情報の発信。

### (4) 登録者、事業参加者、社会一般(メディア含む)

スポーツの価値や効用、本会の理念、重要施策や将来の方向性など、本会の存在意義を高める情報の発信。本会各種行事やイベントに関する情報及び加盟団体等の活動に関する情報の発信。

## 6. 広報活動の推進体制(活動部門)

- (1) 広報・スポーツ情報専門委員会は、本会全体の調整(コーディネート)を所掌する。
- (2) 広報・スポーツ情報専門委員会は、定款及び本会諸規程に基づき、本会全体の広報活動(コーポレート広報)及びブランディングを司る。
- (3) 各事業に設置する広報関係会議体は、本会全体の広報活動の基本方針を踏まえつつ、各事業の対象者との関係を深める広報活動(プロダクト広報)の主体として、所管事業の広報物(紙媒体・映像媒体・HP)、報道機関等へのリリース資料等の作成を司る。
- (4) コーポレート広報とプロダクト広報は常に統一性、関連性を保ちつつ、有機的に連携していくものとする。

## 7. 広報規程及び活動計画

広報・スポーツ情報専門委員会は、この基本方針に基づき広報規程及び実務マニュアル等を整備するとともに、具体的な広報活動計画を策定する。

附則1. この基本方針は、平成24年7月11日から施行する。